

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第11号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(18) 略	鳥取市、 <u>岩美郡岩美町</u> 、八頭郡の町、 <u>東伯郡三朝町</u> 及び <u>日野郡日南町</u>	28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(18) 略	鳥取市、 <u>倉吉市</u> 、八頭郡の町 <u>並びに東伯郡琴浦町</u> 及び <u>北栄町</u>
29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	鳥取市、 <u>岩美郡岩美町</u> 、八頭郡の町、 <u>東伯郡三朝町</u> 及び <u>日野郡日南町</u>	29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	鳥取市、 <u>倉吉市</u> 、八頭郡の町 <u>並びに東伯郡琴浦町</u> 及び <u>北栄町</u>
略		略	
47 租税特別措置法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各町村	47 租税特別措置法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	<u>倉吉市</u> 及び各町村
48 租税特別措置法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	境港市及び各町村	48 租税特別措置法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	<u>倉吉市</u> 、境港市及び各町村

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表28の項及び29の項に掲げる許可等の処分

その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。